

2024年度（令和6年度）予算概算要求 非住宅分野 電材関連補助金等の概要

2023年 9月 25日

パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社

※2023年8月31日時点の情報です。

今後、事業内容の変更・追加等の可能性もあります。

補助事業名称	事業内容	概算要求額	補助対象	関連設備
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 【環境省】	<p>民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体を支援。地域全体で脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①脱炭素先行地域の選定を受けた地方自治体等への支援 ②重点対策加速化事業の選定を受けた地方自治体等への支援等 	660億円 (350億円)	地方自治体等	太陽光発電 蓄電池 高効率空調 高効率換気等
脱炭素化推進事業債 【総務省 地方債】	<p>地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギー ②公共施設等のZEB化 ③省エネルギー（省エネ改修、LED照明の導入） ④公用車における電動車の導入（EV、FCV、PHEV） 	900億円 (900億円) ※計画額 (案)	地方自治体	太陽光発電 高効率空調 高効率換気 LED照明 EMS 等
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 【環境省】	<p>再エネの最大限の導入と、地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援 ②地域共生型再エネ導入促進事業 ③地域脱炭素化実現に向けた中核人材の確保・育成事業 	28億円 (8億円)	地方自治体 民間事業者等	計画策定に対する補助なので、設備導入に対する補助は無し

補助事業名称	事業内容	概算要求額	補助対象	関連設備
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 【環境省】	<p>公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援</p> <p>①再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及びそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂設備（高機能換気設備）等を導入する費用の一部を補助</p> <p>②再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助</p>	40億円 (20億円)	地方自治体 民間事業者 (共同申請の場合のみ)	太陽光発電 蓄電池 LED照明 高効率空調 充放電設備 EMS 等
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 【環境省】	<p>民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進。</p> <p>①ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業</p> <p>②新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業</p> <p>③再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業</p> <p>④データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業</p>	193.37億円 (42.6億円)	民間事業者等	太陽光発電 蓄電池 エネマネ 空調
需要家主導太陽光発電導入促進事業 【経済産業省】	再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援	158億円 (105億円)	民間事業者等	太陽光発電

補助事業名称	事業内容	概算要求額	補助対象	関連設備
建築物等のZEB化・省CO ₂ 化普及加速事業 【環境省】	<p>業務用施設のZEB化・省CO₂化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援</p> <p>①新築建築物のZEB化普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 ③非住宅建築物ストックの省CO₂改修調査支援事業 ④LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業 ⑤国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業 等</p>	150億円 (新規)	地方自治体 民間事業者等	高効率空調 高効率換気 太陽光発電 EMS 等
住宅・建築物需給一体型等省エネ投資促進事業 【経済産業省】	<p>大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指したZEH、ZEB等への支援</p> <p>①ZEHの実証支援 ②ZEBの実証支援 ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築:1万m²以上、既築:2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援</p>	72億円 (68億円)	民間事業者等	LED照明 高効率空調 太陽光発電 EMS等
省エネルギー設備への更新を促進するための補助金 【経済産業省】	<p>工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新等を支援</p> <p>①先進事業 ②オーダーメイド型事業 ③指定設備導入事業 ④エネルギー需要最適化対策事業 エネマネ事業者と共同で作成した計画に基づき、EMS制御や高効率設備導入、運用改善を行う取組を支援</p>	360億円 (261億円)	民間事業者 地方自治体等	高効率空調 調光制御設備 EMS等

補助事業名称	事業内容	概算要求額	補助対象	関連設備
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費 【経済産業省】	工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新等を支援 (1)先進事業 (2)オーダーメイド型補助金 (3)エネルギー需要最適化対策事業	910億円 (新規)	民間事業者等	EMS 等
中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 【経済産業省】	中小企業等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化に係る相談窓口である地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行う。 ①エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業 ②地域エネルギー利用最適化取組支援事業 等	32億円 (8億円)	中小企業等	省エネ診断に対する補助なので、設備導入に対する補助は無し
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業） 【環境省】	工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援。 (削減目標・計画の策定、設備更新、電化・燃料転換、運用改善をパッケージで実施) ①CO2削減計画策定支援 ②省CO2型設備更新支援 ③企業間連携先進モデル支援 ④補助事業の運営支援	90億円 (36.85億円)	民間事業者等	高効率空調 EMS 等

補助事業名称	事業内容	概算要求額	補助対象	関連設備
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金 【経済産業省】	①充電インフラ整備事業等 ②水素充てんインフラ整備事業	205億円 (100億円)	民間事業者 個人等	充電設備 充放電設備 (V2H)
商用車の電動化促進事業 【環境省】	商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV・PHEV・FCV）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行う	341億円 (136億円)	民間事業者 地方自治体等	充電設備

補助事業一覧

※（）内は2023年度当初予算額

7

補助事業名称	事業内容	概算要求額	補助対象	関連設備
公立学校施設の整備 【文部科学省】	<p>新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現を支援</p> <p>①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進</p> <p>②防災・減災、国土強靭化の推進</p> <p>③脱炭素化の推進</p> <p>・学校施設のZEB化 (LED照明、高効率空調、太陽光発電等)</p>	2,097億円 +事項要求 (687億円)	地方自治体	太陽光発電 LED照明 高効率空調等
国立大学・高専等 施設整備 【文部科学省】	<p>第5次国立大学法人等施設整備5か年計画に基づき、施設の戦略的リノベーションによる老朽改善、DXを含む教育研究の高度化・多様化・グローバル化等の機能強化、施設の長寿命化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進</p> <p>①安全・安心な教育研究環境の整備</p> <p>②イノベーション拠点の強化等</p> <p>③カーボンニュートラルに向けた取組</p>	950億円 +事項要求 (363億円)	国立大学 高専 等	太陽光発電 LED照明 高効率空調等
私立学校施設・設備の 整備の推進 【文部科学省】	<p>①耐震化等の促進 防災・減災、国土強靭化のための「5か年加速化対策」の4年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援</p> <p>②施設環境改善整備に対する補助</p>	231億円 (48億円)	私立大学 私立高等学校 等	高効率空調 換気設備 等

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- 脱炭素先行地域・重点対策加速化事業の選定を受けた自治体等へ交付。
- 2023年度（R4年度補正予算 50億+R5年度予算 350億）に比べ約1.7倍の660億円の要求額

地域脱炭素の推進のための交付金

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）



【令和6年度要求額 66,000百万円（35,000百万円）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略。令和5年7月28日閣議決定。）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一緒に、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

（2）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間導入型自営線マイクログリッド等事業への支援

（3）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

「脱炭素先行地域」やその取組を支援する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等について評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

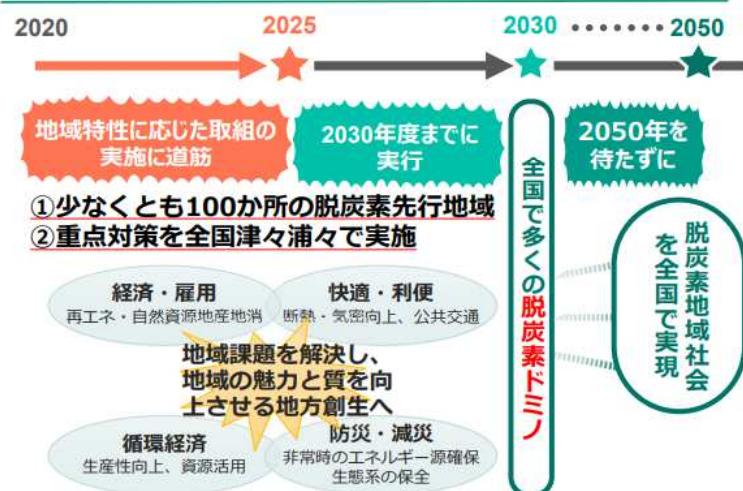
※(3)は執行後の管理費の為、関係無し

3. 事業スキーム

- 事業形態 （1）（2）交付金、（3）委託費
- 交付対象・委託先 （1）（2）地方公共団体等、（3）民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

4. 事業イメージ



参考：（1）（2）交付スキーム

- (a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
- (b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の事業内容

- 先行地域では財政力指数0.51以下への交付率優遇(3/4)の記載が無くなっています。
- 重点対策加速化では「①④⑤事業」の単独実施可の記載が無くなっています。

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

事業区分	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	<input type="checkbox"/> 脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	<input type="checkbox"/> 再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	<input type="checkbox"/> 脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型） 地域の再エネボテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等（公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る） ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線・熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネジメント 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等） 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則2／3	2／3～1／3、定額	原則2／3
事業期間	おおむね5年程度		
備考	<input type="checkbox"/> 複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） <input type="checkbox"/> 各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む <input type="checkbox"/> 経済成長に資する地域の脱炭素への移行を加速化するための経費については、予算編成過程において検討する		
	※何らかの変化の可能性あり		



- 脱炭素化推進事業債は前年と同額の900億円を計画
- 令和5年度事業では再生可能エネルギーとZEB化は改築だけでなく新築も対象で、交付税措置は一律50%。

■ R6年度地方債計画案

令和6年度地方債計画（案）

【通常取扱】

項目	令和6年度 計画額（案）(A)	令和5年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)×100
一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,889	0	0.0
2 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,089	1,089	0	0.0
4 災害復旧事業	1,126	1,126	0	0.0
5 教育・福祉施設等整備事業	4,108	4,108	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,682	1,682	0	0.0
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	981	0	0.0
(4) 一般補助施設等	541	541	0	0.0
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
6 一般単独事業	27,387	27,387	0	0.0
(1) 一般	2,485	2,485	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	4,800	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
7 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,940	0	0.0
(1) 辺地対策	540	540	0	0.0
(2) 過疎対策	5,400	5,400	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	56,684	56,684	0	0.0

■ R5年度資料

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費(仮称)」を計上し、脱炭素化推進事業債(仮称)を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債(仮称)の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う
公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業
(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、
省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債(仮称)と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:30団体)

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債(仮称)

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

- 地方自治体での再エネ導入計画策定、再エネ促進区域の設定、地域再エネ事業の人材育成を支援
- 脱炭素先行地域づくり応募の計画づくりや、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金計画づくり等に活かせる事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和6年度要求額 2,800百万円（800百万円）】 環境省



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

(2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態

- (1)(2)(3)(2)(1)② 間接補助（定率；上限設定あり）
- (1)(4)(2)(3) 委託事業

■補助・委託対象

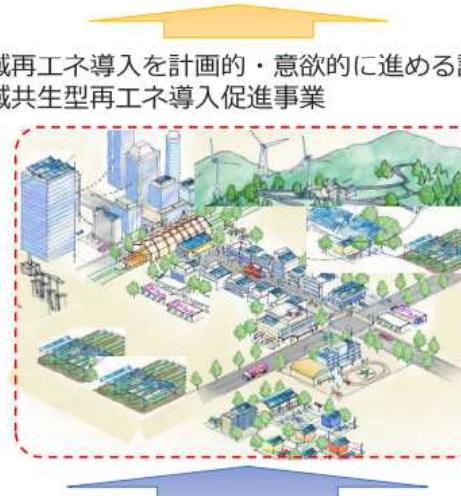
- (1)(2)(1) 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- (1)(3) 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)(4)(2)(2)(3)(3) 民間事業者・団体等

■実施期間

- 令和3年度～令和7年度 ※(1)(2)は令和4年度～、(1)(4)(3)(2)(3)は令和5年度～
(2)(2)は令和6年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現



- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- 地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討による計画策定等を支援
- 公共施設等への再エネ導入検討（現地調査を含む）を支援 等

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

①間接補助 3／4、2／3（上限800万円） ②間接補助 3／4（上限800万円）

③間接補助 2／3、1／2、1／3（上限2,000万円） ④委託事業

①地方公共団体 ②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

③地方公共団体、民間事業者・団体等 ④民間事業者・団体等

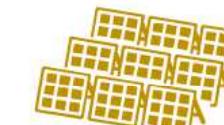
■ 實施期間

令和3年度～令和7年度 ※（1）②は令和4年度～、④は令和5年度～

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

4. 事業イメージ

①④ 計画策定支援



再生可能エネルギー生産量 (単位:TJ(テラジュール))

目標

計 6.4万TJ

太陽発電 78万件 全ての建物に屋根ソーラー



小水力発電 110か所 導入可能地全てで実施



バイオマス発電 27件 県下全城でバイオマス利用



地熱発電等 232件 ポテンシャルを最大限活用



太陽熱利用 11万件 全ての建物に屋根ソーラー



バイオマス熱 14万件 灯油から薪・ペレット等へ



地中熱等 1万施設 公共施設・住宅に普及



公共施設・住宅に普及 出典：長野県ゼロカーボン戦略

電気 5.1万TJ ※ボテンシャル 9.6万TJ

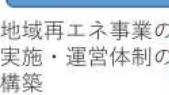
熱利用 1.3万TJ ※ボテンシャル 2.5万TJ

②④ 導入調査支援



公共施設等への再エネ導入 可能量調査等

③ 体制構築支援



地域再エネ事業の 実施・運営体制の 構築

計画的・段階的な脱炭素への取組へ

- 太陽光、蓄電池、EMS、高効率空調、照明、全熱交換器、充放電設備、充電設備が補助対象
- 都道府県・指定都市による公共施設太陽光設置はPPA等（リースも対象）に限定

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和6年度要求額 4,000百万円（2,000百万円）】



環境省

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回 国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

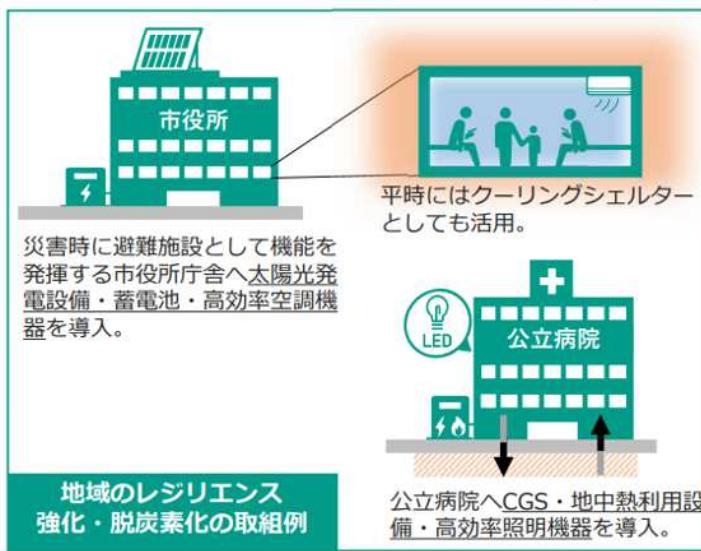
- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共に申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設

導入

- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・未利用エネルギー設備等



お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

- 民間事業者・団体が対象 自治体の場合はPPA/リース等が対象（自治体の自己所有は対象外）
- (1)はオンサイトPPA、(2)はソーラーカーポートや営農地、ため池設置等が含まれます

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



環境省

【令和6年度要求額 19,337百万円 (4,260百万円)】環境省

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネボテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO₂と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

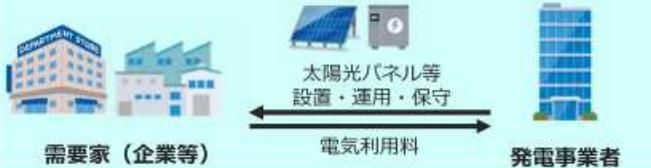
*EV・PHVについては、(1) (2) (3) (4) (5) (7) のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(2) 新たな手法による再エネ導入



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進

- オンサイトでの太陽光発電設備 + 蓄電池(V2H充放電設備含む)導入に対する補助
- 太陽光発電は系統に逆潮流しないものに限るとの要件、蓄電池(充放電設備含む)の導入が必須

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO₂削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、(電力をその場で消費する形態のため)電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ(太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態)の達成を目指す。

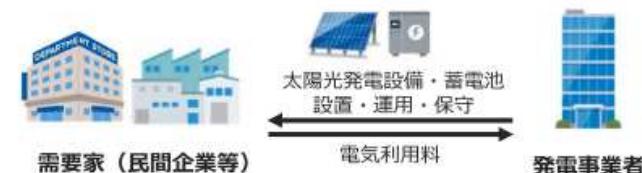
- 【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池(車載型蓄電池を含む)の導入支援を行う。
 ※蓄電池(V2H充放電設備含む)導入は必須
 ※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る(戸建住宅は除く)
- 【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業(太陽光発電設備:定額、蓄電池:定額(上限:補助対象経費の1/3))
 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース		5万円/kW		7万円/kW
購入	4万円/kW			-

*新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
 *EV・PHV(外部給電可能なものに限る)をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

(2)新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

- ①事業：駐車場を活用した太陽光発電(ソーラーカーポート)設置に補助（カーポート本体等も補助対象）
- ③事業：R6年度から新設 窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電の促進

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）

(1/2)

環境省



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- ・ 地域の再エネポтенシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率2/3、1/2）

住宅・建築物の再エネポтенシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①～④：間接補助事業（補助率1/3、1/2、2/3）

■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ① 令和3年度～令和7年度 ② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度 ④ 令和4年度～令和6年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

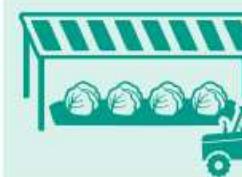
4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

(3)再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

- ①②：オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システムへの支援、蓄電池やEV充電設備、EMSなどが対象。太陽光発電などの再エネ設備が出力抑制されることを低減

- ③：屋外照明スマート化/ゼロエミッションモデル事業は継続(ソーラー街路灯はR5年度より独立電源型に限定)

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

1. 事業目的

- 変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要となるデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネマネや省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。
- また、通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なスマート街路灯等の導入支援等を行う。

2. 事業内容

①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー管理や省CO2化が図れる需要側設備等（充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池＊、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）

*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに從来車から買換える場合に限る（上限あり）

②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ出力抑制の低減のため、再エネ発電事業者によるオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等を支援する。

③屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

スマート街路灯（通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なLED街路灯）やソーラー街路灯（太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、電力系統に接続されていないLED街路灯）について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①～③：間接補助事業（①1/2、②1/3＊、③3/4、1/3、1/4）

③：委託事業 *電気事業法上の離島は1/2

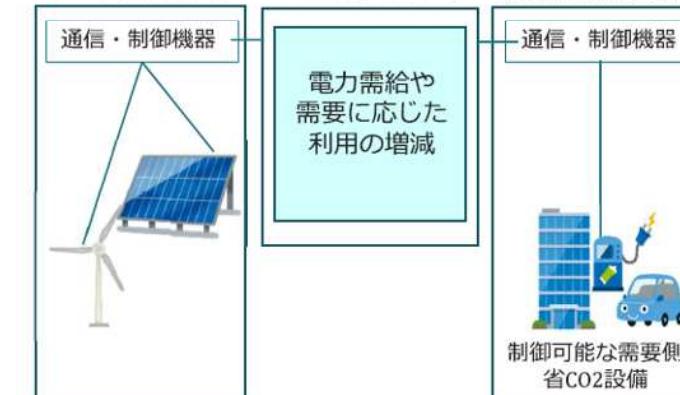
■委託先及び補助対象 民間事業者・団体・地方公共団体等

■実施期間 ①② 令和2年度～令和6年度 ③令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オフサイトから運転制御可能な需要側設備（①）や再エネ発電設備（②）

再エネ設備設置者 運転制御を行う者 需要側設備設置者



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

(6)データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

- ① : 新設データセンターの再エネ・空調設備に補助
太陽光発電設備、蓄電池、エネマネシステム、空調等が補助対象で、照明は補助対象外
- ② : 既設改修促進事業 ③ : 移設促進事業

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- ・ デジタル化の進行により、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される中、2050年カーボンニュートラルを達成するには、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。
- ・ 再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化や地方分散立地推進も実施しながら、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

①地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行う。

②既存データセンターの再エネ導入等による省CO₂改修促進事業

既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。

③省CO₂型データセンターへのサーバー等移設促進事業

省CO₂性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、地方に立地する省CO₂性能が高いデータセンターへの集約・移設を支援する。

④地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業

省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。

⑤再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業

再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。

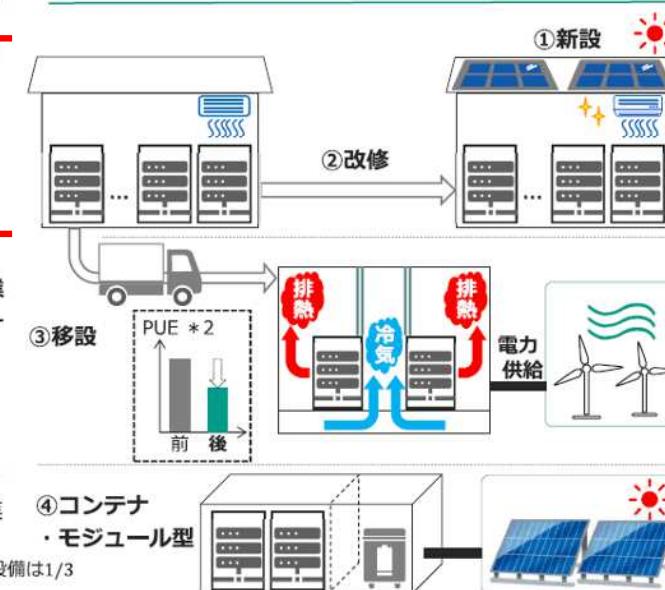
3. 事業スキーム

■事業形態 ①～④間接補助事業（補助率 *1 1/2、 1/3） ⑤委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等 *1 ①② : 1/2, 太陽光発電設備・省エネ設備は1/3

■実施期間 令和3年度～令和7年度 ③④ : 一律1/3

4. 事業イメージ



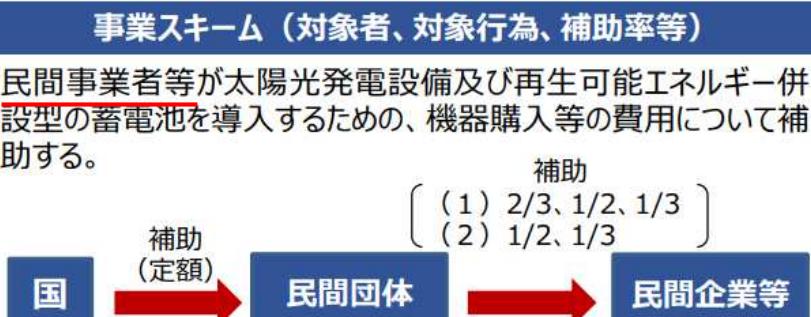
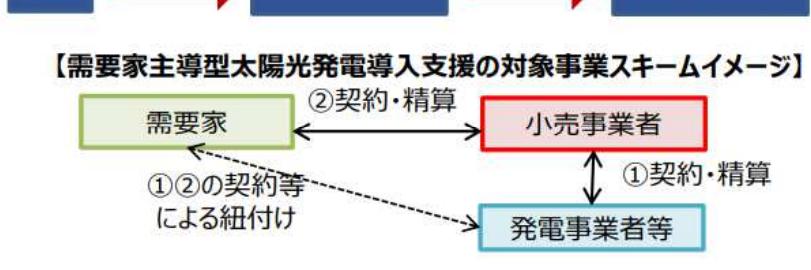
* 2 Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

- 民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入する事業に対して補助
- FIT/FIPの非活用、非自己託送等の付加条件があり、補助は発電事業者に対して行われます

需要家主導太陽光発電導入促進事業 令和6年度概算要求額 158億円（105億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
<p>事業目的 2030年の長期エネルギー需給見通し等の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であるところ、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進する。 また、全体の電力需給バランスに応じた行動変容を促すことができるFIP認定発電設備への蓄電池導入の促進を通じて、ピークシフトを促す。</p> <p>事業概要 (1) 需要家主導型太陽光発電導入支援事業 再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備等の導入を支援する。 (2) 再エネ電源併設型蓄電池導入支援事業 FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、蓄電池の導入を支援する。</p> <p>【需要家主導型太陽光発電導入支援における主な事業要件例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上の新規設置案件※であること ※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可 ○FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと ○需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること ※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。 ○廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等 	<p>民間事業者等が太陽光発電設備及び再生可能エネルギー併設型の蓄電池を導入するための、機器購入等の費用について補助する。</p>  <pre> graph LR 国[国] -- 補助(定額) --> 民間団体[民間団体] 民間団体 -- 補助
(1) 2/3, 1/2, 1/3 --> 民間企業等[民間企業等] 民間企業等 -- 補助
(2) 1/2, 1/3 --> 民間企業等 </pre> <p>【需要家主導型太陽光発電導入支援の対象事業スキームイメージ】</p>  <pre> graph TD 需要家[需要家] <--> 小売事業者[小売事業者] 小売事業者 <--> 発電事業者[発電事業者等] 需要家 <--> 発電事業者 需要家 -- ①②の契約等による紐付け --> 発電事業者 小売事業者 -- ②契約・精算 --> 発電事業者 </pre>	<p>令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する</p>

- 従来の「建築物等の脱炭素化事業」の後継事業（レジリエンス強化促進事業は無くなります。）
- LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業が創設



業務用施設のZEB化・省CO₂化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO₂改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
 - ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業
 - ③ 非住宅建築物ストックの省CO₂改修調査支援事業
- (2) LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ① LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ② ZEB化推進に係る調査・検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（国土交通省、経済産業省連携事業）
- (5) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）
- (6) 省CO₂化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携）
- (7) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 ほか 電話：0570-028-341

4. 事業イメージ



(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

- 新築の補助率は従前よりも下がります（従来：『ZEB』3/5、Nearly ZEB 1/2、ZEB Ready 1/3等）
- 都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市は対象外
- 新たに既存建築物のZEB達成可能性・省CO₂効果についての調査を支援(補助率1/2 上限100万円)

建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO₂排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るために既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。また、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。さらには、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

③非住宅建築物ストックの省CO₂改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO₂改修によるZEBの達成可能性・省CO₂効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーの関与、BEIの算出、データの提供・公開など

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業 (①②2/3～1/4 (上限3～5億円) ③1/2 (上限100万円))

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

■補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
延べ面積において新築の場合10,000m²以上、既存の場合2,000m²以上の建築物については地方公共団体のみ対象。

■実施期間 ①②令和6年度～令和10年度 ③令和6年度～令和8年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

対象区分は
次項を参照

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000m ² 未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

延床面積	新築		既築	
	地方公共団体	民間事業者	地方公共団体	民間事業者
2,000m ² 未満	○	○	○	○
2,000m ² 以上 10,000m ² 未満	○	○	○	✗ 経済産業省 補助事業の対象
10,000m ² 以上	○	✗ 経済産業省 補助事業の対象	○	✗ 経済産業省 補助事業の対象

(2) LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業

- 運用時のみならず、建築物のライフサイクル全体を通じた脱炭素化を目指す先導的な建築物を支援
- 補助要件はZEB Ready基準以上、再エネ・未評価技術の導入、LCCO₂の算出・削減等多岐に亘ります

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (2) LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業



LCCO₂削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

2. 事業内容

① LCCO₂（ライフサイクルCO₂）削減型の先導的な新築ZEB支援事業

運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO₂を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1)事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO₂の算出及び削減、再エネ及び未評価技術の導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入等
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

② ZEB化推進に係る調査・検討事業

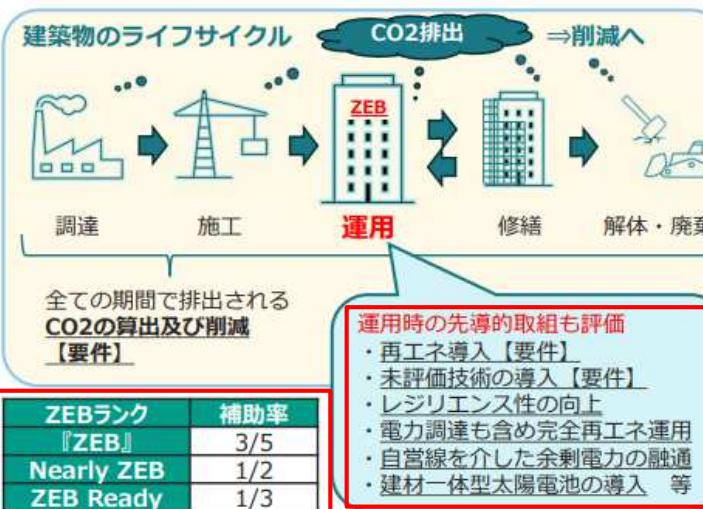
建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

お問い合わせ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

4. 事業イメージ



※1 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
延べ面積において10,000m²以上の建築物については地方公共団体のみ対象。

(3) 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業

- ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）が対象
- 高効率空調、太陽光発電設備、EV充電・充放電設備等が補助対象

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



環境省

ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舎事業者等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

○補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）

○補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備

- ・再エネ設備（原則として導入が必要）
- ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
- ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）

○補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）

- ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
- ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
- ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円） |
| ■ 補助対象 | 地方公共団体、民間事業者等 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～令和10年度 |

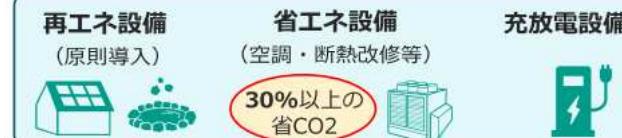
お問い合わせ先： 環境省自然環境局国立公園課

電話：03-5521-8278

4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備



補助要件 + <①～③の要件を全て満たす場合に補助>

①インバウンド対応

【例】



②脱炭素に関する取組の周知

③地方公共団体実行計画区域施策編の策定



ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化

●ZEB実証支援は、民間の大規模建築物（新築1万m²以上、既築2千m²以上）のみが対象

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 令和6年度概算要求額 72億円（68億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
<p>事業目的</p> <p>大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。</p> <p>事業概要</p> <p>(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッヂ）の実証支援 超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。</p> <p>(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援 ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。</p> <p>(3) 次世代省エネ建材の実証支援 既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。</p> <p>(4) 賃貸集合住宅の省エネ化支援 既存賃貸集合住宅への省エネタイプの給湯器の導入を支援する。</p>	 <pre>graph LR; A[国] -- "補助(定額)" --> B[民間企業等]; B -- "補助((1)1/2, (2)2/3 (3)1/2, (4)定額)" --> C[民間企業等]</pre>	<p>令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kWh削減）達成に寄与する。 令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。</p>

- (3)事業は、照明(在不在制御、明るさ制御、スケジュール制御付に限定)や空調を含む

- 民間物件が主体ですが、自治体も採択実績もあります。

※予算元の違いにより、本頁の事業(エネルギー対策特別会計)と次頁の事業(GX推進対策費)に分離

省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和6年度概算要求額 360億円（261億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容		事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
事業目的	本事業は、工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、より先進的な省エネ技術に係る機器・設備の導入に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。	<p>補助 (定額) → 民間企業 → 民間企業等 補助 (10/10, 3/4, 1/2, 1/3, 1/4)</p> <p>(1) 補助率：中小企業10/10以内、大企業3/4以内 等 上限額：15億円 (2) 補助率：中小企業10/10以内、大企業3/4以内 等 ※投資回収年数7年未満の事業は、 中小企業1/3以内、大企業1/4以内とする。 上限額：15億円 (3) 補助率：1/3以内、上限額：1億円 (4) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p>	2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kWh程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万kWhの達成を目指す。
事業概要	<p>工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。※下記（1）及び（2）は、過去に採択した複数年度の設備更新案件の実施分。</p> <p>(1) 先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援。</p> <p>(2) オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修を行う省エネ取組に対して支援。</p> <p>(3) 指定設備導入事業：省エネ性能の高いユーテリティ設備、生産設備等への更新を支援。</p> <p>(4) エネルギー需要最適化対策事業（エネマネ事業）：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援。</p>		

●2023年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」と同じ内容の事業

※予算元の違いにより、前頁の事業(エネルギー対策特別会計)と本頁の事業(GX推進対策費)に分離

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **1,925億円** ※令和6年度概算要求額：910億円（新規）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<p>事業目的</p> <p>本事業は、工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、より先進的な省エネ技術に係る機器・設備の導入を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。</p> <p>企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。</p> <p>また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。</p> <p>事業概要</p> <p>工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 先進事業：工場・事業場において大幅な省エネを実現できる先進的な設備の導入を支援(2) オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む省エネ設備への更新やプロセス改修等を支援(3) エネルギー需要最適化対策事業：エネマネ事業者等と共に作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善による省エネ取組を支援	<p>事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）</p> <pre>graph LR; Country[国] -- "補助(定額)" --> PrivateCompany1[民間企業]; PrivateCompany1 -- "補助(2/3, 1/2, 1/3, 1/4)" --> PrivateCompany2[民間企業等]</pre> <p>(1) 補助率：中小企業2/3以内、大企業1/2以内 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）</p> <p>(2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 ※投資回収年数7年未満の場合は、中小企業1/3以内、 大企業1/4以内 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）</p> <p>(3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p>
	<p>成果目標</p> <p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kWh程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万kWhの達成を目指す。</p>

- (1)事業は、従前より省エネルギーセンターが実施する省エネ診断事業
 - (2)事業は、従前より「省エネお助け隊」が実施する省エネ診断事業に加えて、
R4年度補正で実施の「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金」事業を含んでいます。

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 令和6年度概算要求額 32億円（8.0億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断やエネルギー利用最適化に係る相談窓口である地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行う。	(1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業 <pre>graph LR; 国[国] -- "補助(定額)" --> 民間企業等[民間企業等]; 民間企業等 -- "診断補助(9/10)" --> 中小企業等[中小企業等]</pre>
事業概要 (1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業（補助金） 中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、AI・IoT等を活用した運用改善や再エネ導入等提案に係る経費の一部を国が支援する。また、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣も実施する。	(2) 地域エネルギー利用最適化取組支援事業 <pre>graph LR; 国[国] -- "補助(定額)" --> 民間企業等[民間企業等]; 民間企業等 -- "省エネ取組支援補助(9/10)" --> 民間団体等[民間団体等]; 民間団体等 -- "補助(定額)" --> 中小企業等[中小企業等]</pre>
(2) 地域エネルギー利用最適化取組支援事業（補助金） 省エネのみならず再エネ導入等も含むエネルギー利用最適化に向け、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築し、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の育成を行うとともに相談に係る相談窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。	(3) 専門人材拡大に向けた調査分析事業 <pre>graph LR; 国[国] -- "委託" --> 民間企業等[民間企業等]</pre>
(3) 専門人材拡大に向けた調査分析事業（委託費） 中小企業向けに省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上の課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。	成果目標 省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施により本予算事業による効果も含めて、令和12年度の省エネ効果239万kLを目指す。

- ①CO₂削減計画策定支援：補助率3/4。DXシステムを用いて運用改善を行う場合は上限が2倍の200万円
- ②省CO₂型設備更新支援：A/B事業は大企業が対象。C事業は中小企業限定
- ③Scope3削減目標を有する企業が主導し複数サプライヤーが設備更新する取組を支援

脱炭素経営によるバリューチェーン全体での脱炭素化の潮流に着実に対応するための

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和6年度要求額 9,000百万円（3,685百万円）】



環境省

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。
※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

①CO₂削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）

中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
※ CO₂排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円

②省CO₂型設備更新支援

A.標準事業 CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステムで30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）

B.大規模電化・燃料転換事業 主要なシステムでi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）
i)電化・燃料転換 ii) 4,000t-CO₂/年以上削減 iii) CO₂排出量を30%以上削減

C.中小企業事業 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）
i) 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂(円) ii) 補助対象経費の1/2(円)

③企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円）

Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年内）

④補助事業の運営支援（委託）

CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業

■補助・委託先 民間事業者・団体

■実施期間 令和3年度～令和7年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

4. 事業イメージ

①CO₂削減計画策定支援 ②省CO₂型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

③企業間連携先進モデル支援



電話：0570-028-341

- クリーンエネルギー自動車、及び充電インフラ(V2H、急速充電器、普通充電器)に補助
- 充電設備は地方公共団体、民間法人が対象で個人宅は対象外、V2Hは個人宅も対象

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

令和6年度概算要求額 **205億円（100億円）**

(1) 製造産業局自動車課
 (2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
 水素・アンモニア課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
<p>事業目的</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的とする。さらには、災害による停電等の発生時において、電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を支援する。</p> <p>事業概要</p> <p>(1) 充電インフラ整備事業等 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。</p> <p>(2) 水素充てんインフラ整備事業 燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助。</p>	<p>(1) 充電インフラ整備事業等</p> <p>(2) 水素充てんインフラ整備事業</p> <p>急速充電器 普通充電器(スタンダード型) 普通充電器(コンセント型) V2H充放電設備 水素ステーション</p>	<p>車両の普及に必要不可欠なインフラとして、充電インフラを2030年までに15万基、水素充てんインフラを2030年までに1,000基程度整備する。</p>

- 省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者等に対して、車両及び充電設備の導入を支援
- 車両と同時に導入する充電設備も併せて補助

商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和6年度要求額 34,100百万円（13,599百万円）】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO₂排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV）は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間での国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3、1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度より実施

4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EV トラック/バン FCV トラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象
車両の例



EV タクシー PHEV タクシー FCV タクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EV バス FCV バス

【充電設備】補助率：1/2 等

補助対象
設備の例



※原則として、上述の車両と
一括して導入するものに限る

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

公立学校施設の整備

- 公立学校等の長寿命化、ZEB化、高効率空調・LED照明・太陽光発電設備等の導入に対する補助
- 不登校特例校や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する施設設備に係る支援の拡充
- 物価変動や標準仕様見直し等により、新築/改築のm²単価19.4%上乗せ

公立学校施設の整備
新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和6年度要求・要望額
2,097億円
+事項要求
(前年度予算額
687億円)

文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一體的整備が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、首長部局との横断的な協働を図りながら、トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進。

①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一體的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

②防災・減災、国土強靭化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一緒に多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

激甚化・頻発化する災害への対応
台風で屋根が消失した体育館

避難所としての防災機能強化
バリアフリートイレの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

1 新しい時代の学校施設
2 国土強靭化
3 脱炭素化

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)
年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支「ゼロ」を目指した建築物

出典：環境省ホームページ

具体的な支援策

制度改正

不登校特例校や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する施設整備に係る支援の拡充
(廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合における新しい支援メニューの創設：**補助率1/2**)

単価改定

物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増
対前年度比 +19.4%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
R5:268,300円/m² ⇒ R6:320,400円/m²

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課) 25

- カーボンニュートラルに向けた取組として、ZEB化を推進するための先導モデルの実施を支援
- 高効率空調の整備等の省エネへの取組みに対しても補助

国立大学・高専等施設の整備

令和6年度要求・要望額 950億円 + 事項要求
(前年度予算額 363億円)



概要

- ◆「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3年3月文部科学大臣決定）」に基づき、施設の戦略的リノベーションによる老朽改善、DXを含む教育研究の高度化・多様化・グローバル化等の機能強化、施設の長寿命化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進し、キャンパスの質及び魅力の向上を図る。
- ◆ソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備充実を図り、産学官連携によるキャンパスの共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進することによって地域の社会課題解決・イノベーション創出や地域防災に貢献する。

事業内容

①安全・安心な教育研究環境の整備



②イノベーション拠点の強化等



③カーボンニュートラルに向けた取組

ZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



産業界との共創



産学連携・実証実験

地域との連携・支援

イノベーション・コモンズ（共創拠点）

老朽改善にあわせた機能強化等を行い、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野・場面・プレーヤーが共創できる拠点



広域的・発展的な大学間の連携

他の大学・研究機関等との共創

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課) 26

- 耐震化等促進(私学は公立に比べて耐震化率が低い)、施設環境改善整備費等各項目で大幅増額
- 教室等の空調・換気設備の設置等の施設環境改善整備事業に対しても補助

私立大学等の改革の推進等

～チャレンジする私立学校の主体的な改革を後押しする総合的な支援の充実～

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)
4,489億円 + 事項要求
4,086億円



私立大学等経常費補助 3,071億円 (2,976億円)

(1) 一般補助 2,833億円 (2,771億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援

- 教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2) 特別補助 237億円 (205億円)

「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 112億円 (112億円)

特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援

○少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 35億円 (新規)

少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。

※別途、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築する。

○研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援 128億円 (117億円)

○私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 8億円 (7億円)

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,056億円 (1,020億円)

(1) 一般補助 875億円 (851億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

- 幼児児童生徒 1人当たり単価の増額

(2) 特別補助 145億円 (137億円)

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援

- 個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援

○特別な支援が必要な児童の受け入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援

○家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

(3) 特定教育方法支援事業 36億円 (32億円)

- 特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 362億円 (90億円)

1) 耐震化等の促進 153億円 (40億円) [そのほか、国土強靭化関係は事項要求]

- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の4年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援



耐震化未完了の建物が
大規模地震で甚大な被害を受けた例

2) 教育・研究装置等の整備 209億円 (50億円)

- 私立大学等の施設環境改善整備費 78億円 (8億円)
熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援

○私立大学等の装置・設備費 84億円 (29億円)

私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援

○私立高等学校等ICT教育設備整備費 47億円 (14億円)

個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援



高等学校等のICT環境整備

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額） 600億円（うち財政融資金 287億円）

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

6 (担当：高等教育局私学部私学助成課)

END